



## 地域別最低賃金 審議開始

### 千葉県は A ランク地域の最下位

現在の千葉県最低賃金は 923 円です。これは正規・非正規、パート、アルバイトなど、すべての働く者に適用されます。つまり使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。この額より低い賃金を定めても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

最低賃金は、都道府県ごとに毎年審議されます。千葉県は、最も高い A ランクグループ（東京、神奈川、大阪、愛知、埼玉、千葉）に属しています。中でも、東京（1,013 円）と神奈川（1,011 円）は、すでに 1,000 円を超えています。しかも、大阪（964 円）、愛知（926 円）、埼玉（926 円）であり、A ランク内の最下位にあります。

新型コロナウイルスで落ち込んだ経済を立て直すには、暮らしの底上げが必須です。特に、新型コロナ禍でも、医療・介護、インフラ、生活用品の製造、スーパー・物流等の社会機能を維持してきた労働者の努力に報いるためにも最低賃金は引き上げるべきと考えます。

#### 【東京都との比較】 同じ仕事をしていても…

東京 1,013 円 × 8 時間 = 8,104 円

千葉 923 円 × 8 時間 = 7,384 円

その差 8,104 円 - 7,384 円 = 720 円

1 ヶ月（20 日勤務） 720 円 × 20 日 = 14,400 円

1 年では 14,400 円 × 12 ヶ月 = 172,800 円

# 「地域別最低賃金」 街宣行動を実施

2020年10月改定に向け千葉県（地域別）最低賃金 審議中  
千葉県内で働く誰もが早期 時給1,000円の実現を！

7月30日（木）18:00から連合千葉は、JR千葉駅前にて、地域別最低賃金の審議が開始されたことを周知するため、街宣行動を実施しました。

街宣の様子は連合千葉 Facebook ページで動画配信中です。ぜひ、ご参照ください。



小谷会長、太田副会長、高柳副事務局長が、最低賃金引き上げの必要性を熱弁！